

梶原町複合福祉施設 デイサービスゆるり

1. 運営規程

第1章 事業の目的及び運営方針

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人梶原町社会福祉協議会の設置運営するデイサービスゆりり（以下、「事業所」という。）が行う指定通所介護及び通所型サービスの事業の適正な運営及び管理について必要な事項を定め、事業所で指定通所介護及び通所型サービスの提供に当たる従業者（以下「職員」という。）が、要介護状態等にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定通所介護及び通所型サービス（以下「指定通所介護等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスゆりり
- (2) 所在地 高知県高岡郡梶原町梶原1212番地2

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種及び員数)

第4条 介護保険法に基づく、事業の人員、設備及び運営に関する基準等に示された所定の職員を満した上で、次の職員を置くこととする。ただし、法令の定める範囲内で兼務することができるものとする。事業所に勤務する職種及び員数は次のとおりとする。

- | | |
|-------------|--------|
| (1) 施設長 | 1人（兼務） |
| (2) 管理者 | 1人 |
| (3) 生活相談員 | 1名以上 |
| (4) 看護職員 | 1名以上 |
| (5) 介護職員 | 3名以上 |
| (6) 機能訓練指導員 | 1名以上 |

2 前項に定める者のほか、必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(職務)

第5条 職員は、事業所の設置目的を達成するために必要な職務を行い、利用者の人権を尊重し、人としての尊厳に配慮したサービスの充実を期するとともに、自らが心豊かな人間形成への自己啓発に努めなければならない。

- (1) 施設長は、会長の命を受け、所属職員を指揮監督し施設の業務を統括する。
- (2) 管理者は、所属職員の管理及び利用の申込みに係る調整、他事業所と協力して通所介護計画書等の作成を行う等、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うなど、事業所の業務を統括する。
- (3) 看護職員は、利用者の健康管理及び療養上の世話、並びに、保健衛生管理に従事する。また、健康保持のための適切な措置を行う。
- (4) 機能訓練指導員は、利用者の心身の状況を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。
- (5) 生活相談員は、利用者の生活相談、面接、身上調査並びにその他の利用者又はその家族等からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。又、常に他事業所等との連携を図り、通所介護計画書等につなげる。
- (6) 介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の人格を尊重するとともに、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な介護を行う。

2 職員は、指定通所介護等の提供にあたる。

第3章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間などは、次のとおりである。

- (1) 営業日
月曜日から土曜日（祝日を含む）及び12月29日、12月30日とする。
- (2) 休日
休日は日曜日及び12月31日から1月3日の間とする。
- (3) 営業時間
午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (4) サービス提供時間
午前9時30分から午後4時00分までとする。

第4章 事業所の定員

(利用定員)

第7条 利用定員は25名とする。

第5章 事業所の内容及び利用料金その他の費用の額

(指定通所介護等の内容)

第8条 指定通所介護等の内容は次のとおりとする。

(1) 相談及び援助

- ① 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族等に対し、その相談に応じるとともに、誠意をもって、利用者の社会生活に必要な支援を行う。又、必要に応じて関係機関等との十分な連携を図り、その有効な利用について積極的に支援を行うものとする。

(2) 機能訓練

- ① 日常動作訓練、レクリエーション、創作活動等、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行うことができる。

(3) 日常生活上の援助

- ① 利用者の心身の状況に応じて、また個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により、又は排泄の自立について、必要な援助を行うものとする。
- ② 利用者の心身の状況や排泄の状況等を基に自立支援を踏まえて、トイレ誘導や排泄介助等について適切な方法により実施するものとする。
- ③ 離床、着替え、整容等の介護を適切に行うものとする。
- ④ 上記の他に移乗、移動等の介助を、個々の利用者の状態に応じ、通所介護計画書等に沿って提供するものとする。

(4) 健康状態の確認

- ① 職員は、常に利用者の健康の状況に留意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じ、必要に応じてその記録を保存するものとする。

(5) 送迎サービス

- ① 利用者の心身の状況に応じ、送迎を行う。

(6) 入浴サービス

- ① 自ら入浴が困難な利用者の心身の状況や自立支援を踏まえて、介助入浴など適切な方法により実施するものとする。
- ② 入浴に際しては、他の利用者も利用することを考え、清潔の維持に留意する。
- ③ 利用者に傷病があったり、伝染病性疾患の疑いがある場合は、速やかに看護職

員に報告し、その指示に従うものとする。

(7) 食事の提供

- ① 利用者はあらかじめ連絡をした場合は、衛生上又は管理上許容可能な一定時間（2時間以内）、食事の取り置きをすることができる。
- ② 利用者は欠食を希望する場合は、事業所が指定する日時までに欠食する旨の連絡を行うと食事を中止することができる。
- ③ 食事制限等、医師より食事について指導がある場合等は、関係職種と連携し対応するものとする。
- ④ 年間を通じて、季節感あふれる食事の提供に努める。

(8) その他要介護者等に対する便宜の提供

(利用料その他の費用の額)

第9条 指定通所介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額または市町村要綱に定める額とし、当該指定通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、原則介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

2 前項に定めるものの他、利用者から次の費用を実費で支払いを受けるものとする。

- | | |
|---------|------|
| (1) 食事代 | 600円 |
| おやつ代 | 50円 |

(2) おむつ代

(3) その他指定通所介護等において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その費用を利用者に負担させることが適当であると認められるもの。

3 利用者は、月額利用料を、事業所が指定する方法で支払うものとする。

第6章 通常の事業の実施地域

(指定通所介護等の実施地域)

第10条 通常の指定通所介護等の実施地域は、梶原町とする。

第7章 サービス利用に当たっての留意事項

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は、指定通所介護等の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 機能訓練室を利用する際は、機能訓練指導員の指示に従い訓練を受けること。
- (2) 事業所の施設、設備、敷地を、職員の安全管理に従って使用するものとする。

(3) 利用者およびその家族、またはその関係者は、施設内および送迎時等に次の行為をしてはならない。

- ① けんか、口論、泥酔、薬物乱用、楽器などの音を異常に大きく出して静寂を乱すことにより他利用者等に迷惑をかける行為。
- ② 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を誹謗、中傷、排撃したりすること。
- ③ 指定した場所以外で、火気を用いる事。
- ④ 事業所の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害すること。
- ⑤ 故意または無断で事業所若しくは事業所の備品に損害を与え、またはこれらを事業所外に持ち出すこと。
- ⑥ 金銭又は物品によって賭け事をする事。
- ⑦ ハラスメント行為の禁止
 - ・身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
 - ・精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
 - ・セクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

(4) 第14条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

第8章 緊急時等における対応方法

(緊急時における対応方法)

第12条 職員は、指定通所介護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及びその家族等、主治医あるいは協力医療機関に報告し適切な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第13条 要介護者等に対する指定通所介護等の提供により事故が発生した場合は、当事業所の事故発生時対応マニュアルに従い速やかに対応し市町村、当該利用者等の家族、当該利用者等に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 事故の状況および事故に際してとった処置について記録する。

3 利用者等に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

第9章 非常災害対策

(非常災害対策)

第14条 事業所は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- (1) 非常災害時に際して必要な消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画策定を行う。
- (2) 災害時の関係機関への通報及び連絡体制について、職員に周知徹底する。
- (3) 防火管理者は、選任した者を当て、火元責任者等は消防計画に明示されているものが当たる。
- (4) 施設の火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって、自動的に消防署に通報される装置となっている。また、スプリンクラー装置が設定されている。火災予防を常に心掛け、定期的に点検を行う。
- (5) 非常災害用の設備点検は、契約保守点検業者に依頼する。
- (6) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (7) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し任務の遂行に当たる。
- (8) 防火管理者は、職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）
 - ② 利用者を含めた総合訓練
 - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底
- (9) 備蓄食料品は、3日間とする。その後は必要に応じ、防災器具等を使用して調理を行うこととする。

第10章 その他運営に関する重要事項

(衛生管理)

第15条 事業所並びに職員は常に施設の衛生管理に努めるものとする。

- (1) 職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、常に衛生的な管理に努める。
- (3) 食中毒及び感染症の発生及びまん延を防止するための処置などについて、必要に応じ保健所等の関係機関の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つ。
- (4) 空調設備等により、事業所内の適温の確保に努める。

(苦情相談)

第16条 事業所は、提供されたサービス等につき、利用者等からの苦情を申し出ることができる窓口を設置する。

- 2 苦情が寄せられた場合事業所は、速やかに事実関係を調査し、その結果改善の必要性の有無並びに改善方法について、利用者又はその家族等に報告をし、その記録を残すこととする。
- 3 事業所は、第三者をもって構成する第三者委員会を設置し、必要に応じその機関を通じて課題の処理、及び解決にあたるものとする。
- 4 利用者からの苦情に関して市町村等が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。また、市町村等から求めのあった場合には、改善の内容を市町村等に報告しなければならない。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備、責任者の任命、委員会の設置。
 - (2) 成年後見制度の利用支援。
 - (3) 虐待防止のための職員に対する研修の実施。
 - (4) 事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ市町村へ報告するものとする。
- 2 職員は、利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待を行ってはならない。
- (1) 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為。
 - (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩間を与えずに長時間作業を継続させる行為。
 - (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
 - (4) 強引に引きずるようにして連れていく行為。
 - (5) 食事を与えないこと。
 - (6) 利用者の健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
 - (7) 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
 - (8) 利用中止する旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
 - (9) 性的な嫌がらせをすること。
 - (10) 当該利用者を見捨てること。

(身体拘束の対応)

第18条 事業所は原則として利用者に対し、利用者の自由を制限するような身体拘束

を行わない。ただし、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は協議の上、当該利用者または他の利用者等の生命、身体を保護する為等、緊急やむを得なく身体拘束を行うことがある。この場合は、事前に利用者及び家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その様態及び時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を必要書面に記載する。

(秘密保持)

第19条 事業所は、業務上知り得た利用者及びその家族等に関する個人情報並びに秘密事項について、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じる。また、契約終了後においても継続するものとする。

2 利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族等の個人情報を用いる場合は当該家族等の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(その他)

第20条 事業所は職員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修

(2) 法人内研修

(改正)

第21条 この規程を改正・廃止しようとするときは、社会福祉法人栲原町社会福祉協議会の理事会の議決において決定する。

付 則

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

この規程は、令和元年10月2日より施行する。

この規程は、令和6年 4月1日より施行する。